

生物の多様性の保全のための民間活動の促進に関する制度 の考え方に関する意見募集の結果概要

- 生物の多様性の保全のための民間活動の促進に関する制度の考え方について、平成22年2月24日（水）から3月10日（水）までの間、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。
- 平成22年3月1日（月）と3月4日（木）に、東京と大阪で説明会・意見交換会、3月10日（水）には、東京で環境副大臣との懇談会を開催し、合計81名の方に御参加いただきました。
- 御意見の提出数は84件（個人46件、団体38件）、延べ意見数は255件でした。
- 今回提出いただいた御意見は、制度の検討に当たり参考にさせていただくとともに、今後とも様々な関係者の御意見を聴くための機会を設け、生物多様性の保全のためのよりよい制度を検討していきます。
- なお、今回は、制度の検討の趣旨やその手続き等について多くの御意見をいただきましたが、これらの考え方につきましては、東京と大阪での説明会・意見交換会において環境省から説明等していますので、説明会・意見交換会の結果を御参考ください。
（参考URL：<http://www.env.go.jp/nature/biodic/meeting100301.html>）
- 結果の概要は以下のとおりです。（環境副大臣との懇談会で出された御意見もあわせて掲載しています。）

<項目別の意見数>

意見提出箇所		意見数
■趣旨		10
■手続き		23
■現状の課題等	全般	1
	生物多様性について深刻な危機に直面	18
	地域の特例に応じた保全活動が重要	5
	生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大	7
■制度の考え方		12
1. 基本方針の策定		5
2. 地域における連携した生物多様性保全活動の促進制度の構築	全般	9
	(1) 地方公共団体による計画の作成	20
	(2) 民間団体等の発意による活動の促進	23
	(3) 多様な主体の参画	23
	(4) 計画の有効性等の確保	15
	(5) 関係法令の規制の特例措置	9
3. 関係者のニーズをマッチングする仕組みの構築		14
4. その他	全般	8
	・耕作放棄地の増加などの自然的・社会的環境の変化により、生物多様性の保全が危ぶまれていることへの対応	9
	・国立公園等の特に優れた自然環境を有する土地の保全を一層推進するための民間活動を促進する特別の仕組みの構築	7
■その他		24
合 計		255

＜項目別の主な御意見＞

■趣旨

- ・「現状の課題等」で記載された事項については、種の保存法や自然再生推進法、外来生物法等の現行法の改正や運用、予算措置等によって対処すべき。

■手続き

- ・生物多様性基本法第 21 条第 2 項の趣旨に則り、審議会等において多様な関係者の意見を幅広く聞き、それらの意見を踏まえた議論を経た上で、公正性・透明性のもとに制度化を図るべき。
- ・制度の検討に当たっては、産業界とも十分な意見交換を行う機会を確保すべき。

■現状の課題等

- ・最大の課題は、干潟や海岸の埋め立て、空港やゴルフ場、ダム建設等の開発によって生物の生息環境が危機にさらされていることである。
- ・「多様な主体の連携による活動の重要性」の課題は、「地域での生物多様性の目標像の共有化が図られていない」、「連携を促進するコーディネーターが不在」である。
- ・生物多様性基本法第 21 条は、法案の策定を求めている。

■制度の考え方（全般）

- ・生物多様性の保全活動は、地域で地道に活動している小さな団体や個人によって支えられているのが実情であるため、今回の制度は、このような団体等による活動を支援できるようなものにすべき。

■制度の考え方

1. 基本方針

- ・自然再生推進法や外来生物法、自然公園法など生物多様性保全活動に関する関連法との整合性が必要である。

2. 地域における連携した生物多様性保全活動の促進制度の構築

- ・地方公共団体や NGO 等の民間団体、地域住民が連携・協力して継続的な活動を行うことができる制度の確立が必要である。
- ・制度を必要とする基本的な考え方に賛成。

(1) 地方公共団体による計画の作成

- ・地域が主体となって計画を作成することは望ましいが、まずは、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を策定し、それを基にすべきである。
- ・地方公共団体が計画を作成することについて賛成。
- ・生物多様性地域戦略や鳥獣保護事業計画等の既存計画との関係の整理が必要。

(2) 民間団体の発意による活動の促進

- ・地方公共団体が、民間団体等からの提案に対応する際の考え方を整理すべき。
- ・民間団体等による計画案の作成や提案は、自主的に行われることを基本とし、各団体に対し行動計画の作成等を義務付けるべきではない。

(3) 多様な主体の参画

- ・協議会は、地方公共団体やNPO 団体、有識者、産業界、地域住民など幅広い関係者で組織し、実質的な議論がなされるようその適正な運営をすべき。

(4) 計画の有効性等の確保

- ・地域における活動計画に関して、国が審査・認定という形で介入するのは、地方分権の流れに逆行するのではないか。
- ・法律の規制の特例措置の適否を判断するために、国による計画の審査・認定が必要であることは理解できる。

(5) 関係法令の規制の特例措置

- ・特例措置を設ける趣旨やその内容を明らかにすべき。

(6) その他の支援措置

- ・財政上の措置のほか、税制優遇措置や人材育成等の支援措置も必要。

3. 関係者のニーズをマッチングする仕組みの構築

- ・仕組みを検討するに当たっては、現状の保全活動における関係者間の課題を踏まえるとともに、既存の仕組み等も参考にすべき。

4. その他

- ・耕作放棄地は、生物多様性の保全上の支障となっていることから、地方公共団体と民間団体等の協力によって保全・管理できるような仕組みを検討すべき。
- ・生物多様性の保全活動の場として耕作放棄地を利用することは慎重であるべき。
- ・国立公園特別保護地区等の土地は、国が責任をもって保全すべき。各地で行われているナショナル・トラスト活動を阻害するような仕組みを作るべきではない。

<環境副大臣との懇談会での主な御意見（上記で挙げたもの以外）>

- ・制度の検討に当たっては、様々な関係者から意見を聴く機会を設け、その際に出された意見等を有効に活用すべき。
- ・制度の検討に当たっては、生物多様性国家戦略 2010 に盛り込まれた施策等との整合性を図ることが必要。
- ・今回の制度は、地方公共団体による生物多様性地域戦略策定の一助となるようなものにすべき。
- ・今回の制度は、施策の成果を評価し、その結果をフィードバックできるような仕組みが必要。
- ・地域における保全活動を行うに当たり、地元の大学等の研究機関と連携できるような仕組みを望む。
- ・国民の「生物多様性」に対する認識や理解はまだまだ進んでいない。今後、生物多様性についてより積極的に発信すべき。一層の普及啓発や教育が必要。